

家畜共済診療点数表

平成 3 1 年 4 月

農林水産省

家 畜 共 済 診 療 点 数 表

番号種別	点数		備考																		
	B種	A種																			
〔第1診察料〕			診察とは、病傷の識別を行うために獣医師のとり りん稟告、望診、触診、打診、聴診、骨硬度検査及び一 般的検査をいい、理化学的検査及び顕微鏡的検査を 含まない。																		
1 再 診	55	7	1 第2診以後予後判定又は治癒判定のため単に診 察するのみで、薬治、検査、注射、処置、指導及 び手術を行わない場合に限る。 2 予後不良と診断した場合は、B種に15点を加え る。																		
2 往 診			1 往診距離は、片道のみを計算し、1戸に2頭以 上の患畜がある場合は、往診1回とする。 2 2戸以上連続して往診した場合は、それぞれ次 の患畜に至るまでの距離とする。ただし、その距 離が次の患畜とその獣医師の診療施設を起点とし た距離と比べて長い場合、当該獣医師の診療施設 を起点とした距離を往診距離とする。 3 夜間、深夜又は悪天候時の往診については、B 種に下表の点数を加える。 <table><tr><td></td><td>500メー トルまでの 部分につい て</td><td>4キロメー トルまでの 部分につい て</td><td>4キロメートルを超え る部分については、4 キロメートル又はその 端数を増すごとに</td></tr><tr><td>夜 間</td><td rowspan="2">33</td><td rowspan="2">67</td><td rowspan="2">12</td></tr><tr><td>悪天候時</td></tr><tr><td>深 夜</td><td rowspan="2">67</td><td rowspan="2">133</td><td rowspan="2">23</td></tr><tr><td>夜 間 で 悪天候時</td></tr><tr><td>深 夜 で 悪天候時</td><td>100</td><td>200</td><td>30</td></tr></table>		500メー トルまでの 部分につい て	4キロメー トルまでの 部分につい て	4キロメートルを超え る部分については、4 キロメートル又はその 端数を増すごとに	夜 間	33	67	12	悪天候時	深 夜	67	133	23	夜 間 で 悪天候時	深 夜 で 悪天候時	100	200	30
	500メー トルまでの 部分につい て	4キロメー トルまでの 部分につい て	4キロメートルを超え る部分については、4 キロメートル又はその 端数を増すごとに																		
夜 間	33	67	12																		
悪天候時																					
深 夜	67	133	23																		
夜 間 で 悪天候時																					
深 夜 で 悪天候時	100	200	30																		

番号種別	点数		備考
	B種	A種	
			4 夜間とは、午後6時から翌日午前8時までの間（深夜を除く。）をいい、深夜とは、午後10時から翌日午前5時までの間をいう。 5 悪天候時とは、暴風時又は暴風雪時をいう。
500メートル以内の場合	84	16	
500メートルを超える場合	170	39	1 往診距離が4キロメートルを超えたときは、12キロメートルまでの部分については、4キロメートル又はその端数を増すごとにB種に29点、A種に9点を、12キロメートルを超える部分については、4キロメートル又はその端数を増すごとにB種に30点、A種に9点を加える。 2 悪天候時又は険路のためやむを得ず徒歩で往診した場合において、徒歩距離が1キロメートルを超えたときは、4キロメートルまでの部分については、1キロメートル又はその端数を増すごとにB種に66点を、4キロメートルを超える部分については、1キロメートル又はその端数を増すごとにB種に11点を加える。 3 積雪地域（別表に掲げる地域をいう。）において積雪期（12月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）に往診した場合は、B種及びA種に3点を加え、往診距離が4キロメートルを超えたときは、4キロメートル又はその端数を増すごとにB種及びA種に更に3点を加える。
3 滞 在 診	889	9	1 1夜についての点数とする。 2 往診して深夜を含む6時間以上行われた場合に限る。
4 立 会 診	517	8	

番 号 種 別	点 数		備 考
	B 種	A 種	
〔第 2 薬治料〕			
5 薬 治			1 内服薬、洗浄薬、罨 ^{あん} 法薬、塗布（擦）薬、散布薬、点眼薬、注入・挿入薬（原虫及び糸状虫以外の寄生虫の駆除薬を除く。）を畜主に交付することをいう。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 3 調剤とは、一定の処方により 1 種以上の医薬品を特定の分量によって特定の用法に適するように調整することをいう。
調剤を必要とするもの	72	13	
調剤を必要としないもの	55	5	
〔第 3 文書料〕			
6 診 断 書	100	5	同一内容のもの 1 回の交付についての点数とする。 処方箋及びと畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）第15条第 2 項の死亡診断書又は死体検案書の場合にも適用する。
7 検 案 書	100	5	自ら診療を行わなかった病傷によって死亡した家畜について死体を検査した場合に、獣医学的証明のために作成する文書をいう。
8 指 導 書	100	5	第 7 指導料の指導を行った場合に畜主に対し交付する文書をいう。
〔第 4 検査料〕			
9 採 血	67	8	検査材料の採取を含む。ただし、血液の検査のための採血及び導尿による採尿を除く。

番号 種 別	点 数		備 考
	B 種	A 種	
10 乳汁簡易検査	57	7	CMT法又はその変法による細胞数検査、カタラーゼ、塩素量、pH、電気伝導度、血乳等の検査をいう。
11 乳汁ケトン体検査	60	26	乳汁中のケトン体を酵素法による簡易測定試験片により測定した場合とする。
12 乳汁顕微鏡的検査	156	45	1 ブリード法による細胞数検査等をいう。 2 体細胞数自動測定を行った場合は、B種を100点、A種を41点とする。
13 乳汁理化学的検査	138	34	NAGase活性、ラクトフェリン、エンドトキシン等の検査をいう。
14 微生物簡易検査	109	38	無染色及び普通染色の顕微鏡的検査（トリコモナス、皮膚真菌症等の検査を含む。）をいう。
15 微生物特殊検査	182	41	特殊染色による顕微鏡的検査をいう。
16 薬剤感受性検査	164	53	1 ディスク法（直接法）による検査をいう。 2 ディスク法（間接法）を行った場合は、B種を245点、A種を79点とする。 3 臨床型乳房炎について、2分房以上に対し検査を行った場合は、1分房増すごとにB種に93点、A種に32点を加える。
17 細菌分離培養検査	252	86	1 検査材料から原因菌を純培養し菌種を同定する検査をいう。 2 臨床型乳房炎について、2分房以上に対し検査を行った場合は、1分房増すごとにB種に104点、A種に43点を加える。 3 菌の有無のみを検査した場合は、B種を92点、A種を42点とする。 4 3の場合において、臨床型乳房炎について、2分房以上に対し菌の有無のみを検査した場合は、1分房増すごとにB種に54点、A種に24点を加える。

番号 種 別	点 数		備 考
	B 種	A 種	
18 血液一般検査	75	21	5 嫌気性培養を併せて行った場合は、B種に142点、A種に81点を加える。 1 血球数自動計数装置により血球数等の測定を行った場合とする。 2 視算法により血球数等の測定を行った場合は、B種を150点、A種を19点とする。 3 遠心法により、ヘマトクリット値の測定を行った場合は、B種を75点、A種を12点とする。 4 血清又は全血による平板凝集反応を行った場合は、B種を95点、A種を12点とする。
19 血液顕微鏡的検査	132	21	血液像、血液寄生原虫等の検査をいう。
20 血液生化学的検査			1 試験紙、簡易測定器、分光光度計等による血液成分の測定をいう。 2 (2) から (4) までの検査を2種以上行った場合は、行った検査のうち最も大きい基本点数に、併せて行った検査の増点点数を加える。
(1) 総蛋白質量 アルブミン Z T T 血中尿素窒素 (B U N) C R E 血糖 総コレステロール 中性脂肪 リン脂質 遊離脂肪酸 血清カルシウム 血清マグネシウム 血清無機リン ナトリウム カリウム クロール	54	24	検査は各種別を合算して算定する。ただし、家畜から1回に採取した血液を用いて検査を5種以上行った場合は、当該点数にかかわらず、検査の種別数に応じて次に掲げる点数により算定する。 ① 5種以上7種以下 B種270点 A種120点 ② 8種又は9種 B種324点 A種144点 ③ 10種以上 B種378点 A種168点

番号	種 別	点 数		備 考
		B 種	A 種	
	血清鉄 血清銅 A S T (G O T) A L T (G P T) O C T γ - G T P L D H C K A L P ビリルビン 血色素量			
(2)	血清 ^{たん} 蛋白質分画 血漿 ^{しょう} フィブリノーゲン ムコ ^{たん} 蛋白 α 1 酸性 ^{たん} 糖蛋白 リポ ^{たん} 蛋白 シアル酸 出血凝固時間 プロトロンビン時間 部分 ^{たん} トロンボプラスチン時間	119	36	検査を 2 種以上行った場合は、1 種増すごとに B 種に64点、A 種に24点を加える。
(3)	フィブリン分解産物 (F D P) アポリポ蛋白 アンモニア 血中乳酸 β ヒドロキシ酪酸 セレニウム L D Hアイソエンザイム グルタチオンペルオキシダーゼ ガストリン メトヘモグロビン B S P 試験	176	48	検査を 2 種以上行った場合は、1 種増すごとに B 種に92点、A 種に31点を加える。 異物排泄能試験をいう。
(4)	ビタミン A ビタミン E	268	137	検査を 2 種以上行った場合は、1 種増すごとに B 種に174点、A 種に103点を加える。

番号	種 別	点 数		備 考
		B 種	A 種	
	βカロチン インスリン プロジェステロン 血液ガス エンドトキシン			乳汁を用いて測定した場合にも、この点数を適用する。
21	血清学的検査	242	26	試験管内凝集反応、補体結合反応、中和試験等をいう。
22	寄生虫検査	135	24	1 内・外寄生虫、子虫及び虫卵の検査をいう。 2 検査キットにより寄生虫の検査を行った場合は、B種を135点、A種を96点とする。
23	直腸検査	186	7	1 直腸内に手を挿入して消化器系、泌尿器系又は生殖器系の諸臓器について内部触診を行った場合とする。 2 ちつ検査（ちつ鏡検査、ちつ内診検査）を含む。
24	せん 穿刺検査	249	33	骨髓、リンパ節、滑液嚢等ののうせん 穿刺及び採取材料の検査をいう。
25	生体組織学的検査	493	52	肝臓せん 穿刺、ひせん 脾臓せん 穿刺、心臓せん 穿刺、腎臓せん 穿刺等生体せん 穿刺法による組織、子宮内膜、腫瘍組織の採取及びその組織学的検査並びに子宮灌流液、肺胞洗浄液等の細胞診の検査をいい、直腸検査を含む。
26	尿検査	44	10	1 pH、たん 蛋白質、アルブモース、血色素、筋色素、インジカン、ビリルビン、ウロビリノーゲン、亜硝酸塩、アミラーゼ、ブドウ糖、比重、りん 酸塩、アセトン等の検査並びにアンモニア反応及び潜血反応の検査をいう。 2 N A G a s e 及び尿沈渣の検査を行った場合は、B種を147点、A種を33点とする。
27	胃内容液検査	325	32	1 pH及びマイクロフローラの検査をいう。

番号	種 別	点 数		備 考
		B 種	A 種	
28	レントゲン検査 撮 影 透 視	819	188	2 p H検査のみを行った場合は、B 種を189点、A 種を14点とする。 3 アンモニア、亜硝酸態窒素、低級脂肪酸（V F A）を測定した場合は、B 種を605点、A 種を76点とし、2 種以上測定した時は、1 種増すごとにB 種に279点、A 種に45点を加える。 4 エンドトキシンを測定した場合は、B 種を738点、A 種を209点とする。 1 小型（ポータブルタイプ等）の装置を用いた場合とし、デジタル映像化処理を含む。 2 中型以上の装置（大動物診療用レントゲン自動車等）を用いて四ツ切フィルムを使用した場合、B 種を863点、A 種を232点とし、大角フィルムを使用した場合、B 種を902点、A 種を271点とする。 3 フィルムの枚数にかかわらず、この点数を適用する。 撮影、V T R 記録、デジタル映像化処理及びプリンタによる記録を含み、検査部位数あるいは記録枚数にかかわらずこの点数を適用する。
29	心電図検査	222	56	1 心電計を用いて循環器障害の検査を行った場合とする。 2 心音心電計を用いて心音図・心電図の検査を同時に行った場合は、B 種を344点、A 種を195点とする。
30	超音波検査	253	87	1 超音波画像診断装置を用いて画像検査を行った場合とする。

番 号	種 別	点 数		備 考
		B 種	A 種	
				2 高分解能プローブを用いた検査又はドプラ法による検査を行った場合は、B種を451点、A種を285点とする。ただし、腹腔内臓器（心臓、肝臓、腎臓等）及び馬の関節（腱等の周囲軟部組織を含む。）の検査に適用し、繁殖障害の検査には適用しない。
31	体腔内異物検査	64	7	金属異物探知機による検査をいう。
32	子宮頸管粘液検査	138	24	子宮頸管粘液の採取及び顕微鏡的検査をいう。
33	卵管疎通検査	333	23	直腸検査を含む。
34	蹄病検査	203	24	1 挙肢して検査を行った場合とする。 2 2肢以上行った場合でも、この点数を適用する。
35	内視鏡検査	334	67	硬性鏡、ファイバースコープ等による検査をいう。ただし、腹腔内検査又は関節腔内検査を行った場合、B種を1,030点、A種を399点とし、腹腔内検査については、直腸検査を含む。
36	検案			自ら診療を行わなかった病傷によって死亡した家畜について死体を検査し、検案書を交付した場合とする。
	解剖した場合			
	牛・馬	800	62	
	種豚	495	62	
	解剖しない場合	273	6	
〔第5注射料〕				1 1回についての点数とする。なお、同一種類の注射薬を、その必要量に応じて2管以上使用しても1回とする。 2 原虫及び糸状虫以外の寄生虫の駆除薬の注射には適用しない。

番号種別	点数		備考
	B種	A種	
			3 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。ただし、前腰椎硬膜外麻酔又は腰仙部硬膜外麻酔のために使用した医薬品については、増点することができない。 4 血清類については、全て治療に用いた場合に限り、予防の目的をもって使用した場合は、適用しない。ただし、外傷及び手術の場合に行う破傷風血清注射は、この限りではない。
37 皮下注射	68	12	1 1回の注射液の量が1,000ミリリットルを超える場合は、B種に32点を加える。 2 補液管を使用した場合は、B種及びA種に25点を加える。
38 筋肉内注射	68	12	
39 静脈内注射	92	12	1 1回の注射液の量が1,000ミリリットルを超える場合は、1,000ミリリットル又はその端数を増すごとにB種に32点を加える。 2 補液管を使用した場合（点滴注射を行った場合を除く。）は、B種及びA種に25点を加える。 3 留置針（固定テープ、連結管を含む。）を使用した場合は、B種及びA種に27点を加える。 4 生後60日齢以内の牛に静脈内注射を行った場合は、B種に13点を加える。 5 動脈内注射にも適用し、B種を218点とする。
40 点滴注射	275	52	1 点滴装置による持続的な静脈内注射をいう。 2 1回の注射液の量が1,000ミリリットルを超える場合は、1,000ミリリットル又はその端数を増すごとにB種に32点を加える。 3 留置針（固定テープ、連結管を含む。）を使用した場合は、B種及びA種に27点を加える。

番号 種 別	点 数		備 考
	B 種	A 種	
41 関節腔 ^{くう} 内注射	210	14	
42 脊髓腔 ^{くう} 内注射	329	74	クモ膜下腔 ^{くう} に達する注射をいう。
43 腰椎注射	270	74	1 腰椎の硬膜外腔^{くう}に達する注射を行った場合とする。 2 前腰椎硬膜外麻酔又は腰仙部硬膜外麻酔にあつては、開腹を行った場合に限り適用し、B種に63点を加える。
44 尾椎注射	155	14	尾椎の硬膜外腔 ^{くう} に達する注射を行った場合とする。
45 卵巢直接注射	271	16	卵巢実質内直接注射及び囊腫 ^{のう} 内直接注射をいい、直腸検査を含む。
〔第6処置料〕			
46 投薬			1 原虫及び糸状虫以外の寄生虫の駆除薬の投薬には適用しない。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 3 調剤して投薬した場合は、B種に16点、A種に10点を加える。
胃カテーテルによらない投薬	58	5	
胃カテーテルによる投薬	135	7	1 初乳（人工初乳を含む。）の投与を含む。 2 胃カテーテルによる投薬及び胃内ガス除去を行った場合は、B種に57点を加える。
47 洗浄			薬液による洗浄をいう。
眼洗浄・涙管洗浄・鼻腔 ^{くう} 洗浄及び膣 ^{ちつ} 洗浄	70	20	眼洗浄には点眼を含む。

番号	種 別	点 数		備 考
		B 種	A 種	
	耳洗浄	176	35	1 耳洗浄には鼓室洗浄を含む。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
	乳房内洗浄	111	35	1 甚急性乳房炎に対する処置として行った場合に限り適用する。 2 2分房以上行った場合は、1分房増すごとにB種に50点、A種に23点を加える。
	ぼうこう 膀胱洗浄			
	雌	178	37	
	雄	236	37	
48	ぼうこう 膀胱内薬剤注入			1 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 2 ぼうこう 膀胱内薬剤注入に先立って導尿を行った場合は、B種に雌は25点、雄は39点を加える。
	雌	128	12	
	雄	168	11	
49	あん 罨法	98	48	あん 罨法材料を含む。ただし、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
50	塗布又は塗擦			1 消毒、消炎、皮膚病の治療等の目的で皮膚又は粘膜に医薬品を外用することをいう。 2 被覆材料を含む。ただし、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
	水剤	58	5	
	こう 膏剤	64	11	

番号種別	点数		備考
	B種	A種	
51 散布	56	6	
52 気管内薬剤噴霧	101	15	使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
53 第一胃内容液投与	467	11	第一胃内容液を採取・投与することをいう。
54 胃洗浄	337	22	
55 ^{かん} 浣腸	102	19	
56 導尿			尿道カテーテルを用いた場合に限る。
雌	133	5	
雄	162	4	
57 ^{しゃ} 瀉血	152	11	
58 子宮洗浄			洗浄液及び直腸検査を含む。
牛	701	130	
馬	956	385	
種豚	556	210	
59 子宮内薬剤挿入	241	9	1 直腸検査を含む。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 3 薬剤注入を行った場合は、B種に64点、A種に3点を加える。
60 胎盤停滞処置			胎盤停滞処置後、医薬品の注挿入を行った場合、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。

番号	種 別	点 数		備 考
		B 種	A 種	
	牛・種豚	242	10	牛について、胎盤を子宮小丘から剥離し除去した場合は、B 種に363点を加え、かつ、当該除去直後に子宮洗浄を行った場合は、B 種及びA 種に120点を加える。
	馬	759	10	胎盤停滞処置直後に子宮洗浄を行った場合は、B 種及びA 種に200点を加える。
61	理学的治療	179	13	紫外線治療、超短波治療その他電気、光線、放射線等による治療をいう。
62	乳房内薬剤注入	57	4	使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
63	ちょう 吊起	337	22	エアーマットを用いた場合は、B 種に250点、A 種に23点を加える。
64	外傷治療			洗浄、塗布、塗擦等一切の治療処置及び被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B 種及びA 種に63点を加える。また、縫合を行った場合には、B 種に59点、A 種に25点を加える。
	小（20センチメートルまで）			
	第 1 回	157	31	外傷が筋肉、臓器に達するものについては、B 種に61点、A 種に25点を加える。
	第 2 回以後	76	15	
	大（20センチメートルを超えるもの）			
	第 1 回	370	62	外傷が筋肉、臓器に達するものについては、B 種に100点、A 種に48点を加える。
	第 2 回以後	157	31	

番号種別	点数		備考
	B種	A種	
65 第四胃変位簡易整復	249	5	
66 蹄病 ^{てい} 処置			蹄病 ^{てい} 処置で装着したギプスを除去した場合は、1肢につきB種を112点、A種を29点とする。
第1回	530	50	1 蹄病 ^{てい} 検査を含む。 2 蹄病 ^{てい} 手術の後治療にも適用する。 3 処置に伴う医薬品及び被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に32点を、蹄底 ^{てい} ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、B種及びA種に181点を加える。 4 2肢以上行った場合は、1肢増すごとにB種に295点、A種に31点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に32点を、蹄底 ^{てい} ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に181点を加える。
第2回以後	483	50	2肢以上行った場合は、1肢増すごとにB種に295点、A種に31点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に32点を、蹄底 ^{てい} ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に181点を加える。
67 その他の外科的処置	112	29	1 処置、手術の後治療（第2回以後の点数を規定したもの及び蹄病 ^{てい} 手術の後治療を除く。）、乱刺、副木包帯、その他一般外科的処置をいう。 2 処置に伴う医薬品及び被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を使用した場合は、B種及びA種に32点を加える。
68 鎮静術	92	12	1 レントゲン検査、第6処置料及び第8手術料の各種別と併せて行った場合に限り適用する。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。

番 号 種 別	点 数		備 考
	B 種	A 種	
69 そ 蘇生術	305	123	胎子娩 ^{べん} 出後の新生子牛に対する、胎水の吸引、酸素吸入又は人工呼吸をいう。
〔第 7 指導料〕			
70 指導	146	5	卵胞^{のう}嚢腫、黄体^{のう}嚢腫、発育不全黄体（黄体形成不全）、卵巢発育不全、卵巢静止、排卵遅延（排卵障害）、卵巢萎縮、乳房炎、ケトーシス、第四胃変位（手術したものを除く。）、脂肪肝、ダウナー症候群（産前・産後起立不能症）、乳熱及び子牛の下痢・肺炎について、飼養法（原則として飼料計算に基づく飼料の給与指導を行うものとする。）及び管理法について指導を行い、指導書を交付した場合とする。 手術のため必要な注射、洗浄、塗布、塗擦、散布等一切の治療処置及び被覆材料並びに医薬品（感染防止のために応用されるものを含む。）を含む。ただし、前腰椎硬膜外麻酔又は腰仙部硬膜外麻酔を行い開腹した場合には、腰椎注射を併せて適用できる。また、鎮静又は全身麻酔を行った場合には、鎮静術又は麻酔術を併せて適用し、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。他に、帝王切開、子宮脱整復、難産介助及び子宮捻転整復を行った場合に使用した子宮弛緩剤、並びに開腹及び開胸手術を行った場合に2,000ミリリットルを超えて使用した補液剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
〔第 8 手術料〕			
頭 部 手 術			
71 きよ 円鋸術	378	67	1 1 個についての点数とする。 2 洗浄を含む。
72 眼科手術	378	67	1 眼帯を含む。 2 眼球摘出手術の場合は、B 種を621点、A 種を98点とする。

番号種別	点 数		備 考
	B種	A種	
73 整歯			
鑲整			斜歯、 ^{せん} 剪状歯、階状歯等の鑲整及び ^{ほう} 歯鉋による短切をいう。
牛・種豚	238	22	
馬	402	89	
短切			^{きょう} 歯鋏による短切をいう。
牛・種豚	283	49	
馬	452	117	
74 抜歯			1 1歯についての点数とする。
			2 歯槽骨膜炎等による歯牙打出の場合は、B種に493点、A種に76点を加える。
牛・種豚	321	28	
馬			
^{ぜい} 贅歯、乳臼歯	489	96	
裂歯、永久臼歯	561	96	
75 鼻鏡断裂手術	679	108	鼻鏡断裂の縫合手術をいう。
^{けい} 頸 部 手 術			
76 気管切開	352	108	
77 食道異物除去	337	22	
78 食道切開	582	97	
79 ^{さく} 齧癖矯正術	3,364	419	

番 号 種 別		点 数		備
----------------	--	----------------	--	---

番号	種 別	点 数		備 考
		B 種	A 種	
	第一胃切開	5,715	698	第四胃変位整復手術の術式の一部として行った場合は、適用しない。
	第三胃、第四胃切開	4,622	409	第四胃変位整復手術の術式の一部として行った場合は、適用しない。
	第四胃変位整復手術	4,791	707	1 第四胃の捻転整復を行った場合は、B種に1,069点を加える。ただし、第四胃の捻転整復と同時に第三胃の捻転整復も併せて行った場合は、B種に1,197点を加える。 2 第三胃、第四胃又は盲腸切開を同時に行った場合は、B種に325点、A種に41点を加える。 3 第一胃切開を同時に行った場合（第四胃変位整復手術の術式の一部として行った場合を除く。）は、B種に1,418点、A種に330点を加える。
	その他の開腹	3,636	560	開腹により脂肪壊死症、中皮腫、腹膜癒着及び肝円さく遺残の診断を行った場合に限り適用する。
	種豚 (帝王切開)	3,922	403	
85	せん 穿腸	255	39	薬剤の注入を含む。
86	ヘルニア整復	1,691	110	1 観血手術によって整復した場合とする。 2 メッシュ法により整復した場合は、B種及びA種に164点を加える。 3 感染を伴う臍帯遺残構造物の摘出を行った場合は、B種に713点、A種に142点を加える。
87	摘出手術	713	142	放線菌症、ブドウ菌腫、病的睾丸等の摘出をいう。
88	ちつ 腔脱整復	272	76	1 圧定法による整復とし、洗浄、按摩、圧迫包帯、圧定器使用等の処置を含む。 2 陰門縫合により腔脱整復を行った場合は、B種に53点を加える。

番号	種 別	点 数		備 考
		B 種	A 種	
89	膣脱 ^{ちつ} 整復手術			
	縫合法	624	176	ボタン法等による手術をいう。
	観血法	1, 293	202	
90	子宮脱整復	1, 777	305	1 使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 2 整復に先立って起立困難な牛馬を獣医師が起立補助器具を用いて起立させた場合は、B 種に337点、A 種に22点を加える。さらに、エアーマットを用いた場合は、B 種に250点、A 種に23点を加える。
91	直腸脱整復			
	縫合法	276	80	
	観血法			
	牛・馬	687	164	子牛の肛門設置術を行った場合は、B 種に306点を加える。
	種豚	593	164	
92	難産介助			1 胎子の失位等の原因により分娩^{べん}困難な場合に人工的に講じた処置（人工破水、過大胎子の引き出し、胎子の不正胎勢、不正胎向、不正胎位等の整復等）をいい、死亡胎子の摘出も含む。 2 産道の損傷が腹腔^{くう}に達するものについて、縫合等の産道損傷手術を行った場合は、B 種に529点、A 種に135点を加える。
	牛・馬	678	107	1 難産介助を行った場合において、30分を超えても娩出^{べん}しない場合は、B 種に509点を加える。 2 使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 3 開腹により胎子の失位等を整復した場合は、B 種に2, 551点、A 種に433点を加える。

番号種別	点数		備考
	B種	A種	
種豚	411	97	4 切胎（胎子の断頭、断脚及び内臓摘出等を行う。）を行った場合は、切胎時に行う医薬品の挿入、塗布、注射、子宮洗浄等にかかわらず、B種を2,866点、A種を242点とする。 難産介助を行った場合において、娩^{べん}出の間隔が30分を超えた場合は、B種に306点を加える。
93 子宮捻転整復			1 子宮捻転を整復した場合並びに子宮捻転を整復して胎子を娩^{べん}出させた場合及び死亡胎子の摘出を行った場合とする。 2 使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 3 開腹により子宮捻転を整復した場合は、B種に2,551点、A種に433点を加える。
胎子の回転法	842	104	立位のまま整復を行った場合とする。
母体の回転法	1,440	104	後肢吊り上げ法にも適用する。
94 乳房切開手術	1,803	222	1 外陰部動脈結紮^{きつ}手術にも適用する。 2 乳房切除手術の場合は、B種に1,042点を加える。
95 乳頭狭 ^{きく} 窄手術	401	86	1 乳頭切断手術を行った場合は、B種に23点を加える。 2 2分房以上行った場合は、1分房増すごとにB種に117点、A種に17点を加え、乳頭切断手術を行った場合は併せてB種に23点を加える。
96 乳頭手術	814	76	2分房以上行った場合は、1分房増すごとにB種に500点、A種に44点を加える。
97 膀胱 ^{ぼうこう} 手術	522	97	開腹手術を行った場合は、B種に4,489点、A種に380点を加える。
98 尿道切開手術	872	134	1 尿道瘻 ^{ろう} 形成手術を行った場合は、B種に738点を加える。

番号 種 別	点 数		備 考
	B 種	A 種	
四 肢 手 術			2 カテーテルを留置した場合は、B 種に247点、A 種に90点を加える。
99 骨折整復			骨折整復で装着したギプスを除去した場合は、B 種を154点、A 種を29点とする。
観血整復術	7, 336	2, 371	1 骨接合板を用いて整復した場合とする。 2 骨接合板と骨髄ピンにより整復した場合は、B 種を8, 738点、A 種を2, 919点とする。 3 ギプス包帯を用いた場合は、B 種及びA 種に249点を加える。 4 トーマススプリントを用いた場合は、B 種及びA 種に530点を加える。
非観血整復術	681	205	1 固定処置を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B 種及びA 種に63点を、ギプス包帯を使用した場合は、B 種及びA 種に249点を加える。 2 骨髄ピンを用いた場合は、B 種に6, 562点、A 種に2, 073点を加える。 3 トーマススプリントを用いた場合は、B 種及びA 種に530点を加える。
創外固定術	4, 156	1, 080	
100 ナックル整復	660	210	1 固定処置を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B 種及びA 種に32点を、ギプス包帯を使用した場合は、B 種及びA 種に181点を加える。 2 2 肢以上行った場合は、1 肢増すごとにB 種に424点、A 種に176点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1 肢につきB 種及びA 種に32点を、ギプス包帯を用いた場合は、1 肢につきB 種及びA 種に181点を加える。 3 腱切断術又は腱延長術を行った場合は、B 種に325点、A 種に81点を加える。

番号 種 別	点 数		備 考
	B 種	A 種	
101 脱臼整復	712	201	4 ナックル整復で装着したギプスを除去した場合は、1 肢につき B 種を112点、A 種を29点とする。 1 じん けん 靱帯、腱等の損傷部位の固定処置を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B 種及びA 種に63点を、ギプス包帯を使用した場合は、B 種及びA 種に249点を加える。 2 脱臼整復で装着したギプスを除去した場合は、B 種を154点、A 種を29点とする。
102 しつ 膝蓋関節脱臼整復手術	705	117	観血手術の場合とする。
103 てい 蹄病手術	816	83	1 てい 蹄病検査を含む。 2 てい 蹄冠部又は蹄角質部の病巣を切開又は摘出する場合をいい、被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B 種及びA 種に32点を、蹄底ブロック又はギプス包帯を使用した場合は、B 種及びA 種に181点を加える。 3 2 肢以上行った場合は、1 肢増すごとに B 種に539点、A 種に58点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1 肢につき B 種及びA 種に32点を、蹄底ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、1 肢につき B 種及びA 種に181点を加える。 4 てい 断蹄手術の場合は、B 種を1,713点、A 種を132点とする。 5 てい 蹄病手術で装着したギプスを除去した場合は、1 肢につき B 種を112点、A 種を29点とする。
そ の 他 の 手 術			
104 切開手術			のう せつ よう 膿瘍、癰、癰、フレグモーネ、挫傷等の切開（患部の切開、排膿、薬液洗浄等切開に伴う一切の治療処置を含む。）をいい、被覆材料を含む。

番号	種 別	点 数		備 考
		B 種	A 種	
	小（20センチメートルまで）			
	第 1 回	325	81	骨 ^{のみ} 盤を用いずに腐骨を除去した場合には、この点数を適用する。
	第 2 回以後	182	41	
	大（20センチメートルを超えるもの）			関節切開（関節 ^{くう} 腔に達する切開を加える場合に限る。）には、この点数を適用する。
	第 1 回	706	135	骨 ^{のみ} 盤を用いて骨 ^{きゅう} 柁等を搔 ^{そう} 爬し、骨 ^{きゅう} 柁内の腐骨を除去した場合には、この点数を適用する。
	第 2 回以後	264	68	
105	麻酔術	365	52	1 全身麻酔に限る。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 3 吸入麻酔を行った場合は、B 種に769点、A 種に238点を加える。
106	焼 ^{らく} 烙	145	17	点状 ^{らく} 焼烙、線状 ^{らく} 焼烙、穿 ^{せん} 刺 ^{らく} 焼烙等をいう。
〔第 9 入院料〕				
107	入院			1 1 日についての点数とする。 2 飼料代及び暖房料は含まない。
	牛・馬	253	37	
	種豚	97	19	

〔注〕 1 B 種の項に係る点数は農業保険法施行規則第117条第 1 項の規定、A 種の項に係る点数は同規則第166条の規定によるものである。

2 本表に表示のない診療については、その都度農林水産省経営局長に相談し、最も近似する診療として準用すべき旨を同局長から通知された本表の治療、処置、手術等に係る点数を適用する。

番 号	種 別	点 数		備 考
		B 種	A 種	

3 薬価基準表は、付表のとおりとする。

【別表】

往診の備考の積雪地域

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県
及び鳥取県の区域並びに次の表の市町村名の欄に掲げる市町村の区域

府 県 名	郡 名	市 町 村 名
宮 城 県		仙台市（旧宮城町、旧秋保町のみ）
		白石市
		栗原市（旧瀬峰町を除く。）
		大崎市（旧古川市、旧岩出山町、旧鳴子町のみ）
福 島 県	刈田郡	蔵王町、七ヶ宿町
	柴田郡	川崎町
	加美郡	加美町（旧小野田町、旧宮崎町のみ）
		福島市（旧松川町、旧信夫村及び旧飯野町を除く。）
		会津若松市
		郡山市（旧湖南村のみ）
		喜多方市
	岩瀬郡	天栄村
	南会津郡	南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
	耶麻郡	北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町
栃 木 県	河沼郡	会津坂下町、湯川村、柳津町
	大沼郡	会津美里町、三島町、金山町、昭和村
		日光市（旧今市市及び旧足尾町を除く。）
		那須塩原市（旧黒磯市、旧塩原町のみ）
群 馬 県	那須郡	那須町
		沼田市（旧白沢村を除く。）
		渋川市（旧赤城村及び旧北橘村を除く。）
		高崎市（旧倉渕村、旧箕郷町、旧榛名町のみ）
	北群馬郡	榛東町、吉岡町
	吾妻郡	中之条町、東吾妻町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村
	利根郡	片品村、川場村、みなかみ町
山 梨 県		南アルプス市（旧芦安村のみ）
	南巨摩郡	早川町
長 野 県		長野市（旧篠ノ井市、旧松代町、旧川中島町、旧更北村及び旧信更村を除く。）
		上田市（旧塩田町、旧川西村、旧丸子町及び旧武石村を除く。）

府 県 名	郡 名	市 町 村 名
岐 阜 県	北安曇郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡	須坂市（旧東村のみ）
		中野市
		大町市（旧八坂村を除く。）
		飯山市
		松本市（旧安曇村のみ）
		安曇野市（旧穂高町、旧堀金村のみ）
		飯田市（旧南信濃村のみ）
		松川村、白馬村、小谷村
		高山村
		山ノ内町、木島平村、野沢温泉村
		信濃町、飯綱町、小川村
		栄村
		高山市
		山県市（旧美山町のみ）
静 岡 県	不破郡 揖斐郡 大野郡	郡上市（旧美並村及び旧和良村を除く。）
		本巣市（旧根尾村のみ）
		下呂市（旧馬瀬村のみ）
		飛驒市
滋 賀 県		関市（旧洞戸村、旧板取村のみ）
		関ヶ原町
		揖斐川町
京 都 府		白川村
		静岡市（旧井川村のみ）
		浜松市（旧水窪町のみ）
		大津市（旧堅田町のみ）
		長浜市（旧びわ町、旧湖北町、旧虎姫町及び旧高月町を除く。）
兵 庫 県	与謝郡	高島市（旧マキノ町、旧今津町、旧朽木村のみ）
		米原市（旧山東町、旧伊吹町のみ）
		福知山市（旧三和町を除く。）
		舞鶴市
		綾部市
		宮津市
		京丹後市
		南丹市（旧美山町のみ）
		与謝野町、伊根町
		豊岡市

府 県 名	郡 名	市 町 村 名
島 根 県	美方郡	養父市
		丹波市（旧青垣町のみ）
		朝来市
		宍粟市（旧波賀町、旧千種町のみ）
		新温泉町、香美町
		益田市（旧匹見町のみ）
		安来市（旧広瀬町、旧伯太町のみ）
		雲南市（旧掛合町、旧吉田村のみ）
		浜田市（旧金城町、旧旭町のみ）
		奥出雲町
岡 山 県	仁多郡	飯南町
	飯石郡	美郷町（旧大和村のみ）、邑南町
	邑智郡	津山市（旧久米町を除く。）
		新見市（旧哲多町及び旧哲西町を除く。）
		真庭市（旧北房町、旧勝山町、旧落合町及び旧久世町を除く。）
		美作市（旧美作町、旧作東町及び旧英田町を除く。）
	真庭郡	新庄村
	苫田郡	鏡野町（旧富村、旧奥津町、旧上齋原村のみ）
	勝田郡	奈義町
	英田郡	西粟倉村
広 島 県		廿日市市（旧吉和村のみ）
		安芸高田市（旧美土里町、旧高宮町のみ）
		三次市（旧君田村、旧布野村、旧作木村のみ）
		庄原市（旧西城町、旧東城町、旧口和町、旧高野町、旧比和町のみ）
	山県郡	安芸太田町（旧戸河内町のみ）、北広島町

（備考） この表の「市町村名」に掲げる名称は、平成２９年４月１日において、それらの名称を有する市、町又は村の地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。